

007～010 (略)	007～010 (略)
011 歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J 1g I S適合品)	011 歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J 1g I S適合品)
012～068 (略)	012～068 (略)
VII (略)	VII (略)
VIII 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	VIII 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001 インスリン製剤等注射用デンスボーンザル注射器	001 インスリン製剤等注射用デンスボーンザル注射器
(1) 標準型	(新設)
(2) 針刺し事故防止機構付加型	(新設)
002～007 (略)	002～007 (略)
008 携帯型デンスボーンザル注入ポンプ	008 携帯型デンスボーンザル注入ポンプ
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 特殊型	(新設)
009～015 (略)	009～015 (略)
IX (略)	IX (略)

○厚生労働省告示第五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十六条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十二條、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十五條及び労働保険の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二條第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額(平成二十四年厚生労働省告示第三十六号)の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年二月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二條、厚生年金保険法第二十五條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三條第五項、船員保険法第二條第四項若しくは厚生年金保険法第三條第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三條第六項、船員保険法第二條第五項若しくは厚生年金保険法第三條第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二條第二項に規定する賃金(以下「報酬等」という。)のうち金銭又は通貨以外のもの	健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二條、厚生年金保険法第二十五條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三條第五項、船員保険法第二條第四項若しくは厚生年金保険法第三條第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三條第六項、船員保険法第二條第五項若しくは厚生年金保険法第三條第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二條第二項に規定する賃金(以下「報酬等」という。)のうち金銭又は通貨以外のもの
で支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。	で支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。
一 食事で支払われる報酬等 健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の第一欄に掲げる都道府県(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二條第二号に規定する派遣労働者(以下「派	一 食事で支払われる報酬等 健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の第一欄に掲げる都道府県(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二條第二号に規定する派遣労働者(以下「派